

社会科歴史的分野における法教育

大阪府守口市立大久保中学校

関本 祐希

(1) 中学校社会科 : 1・2年次⇒地理的分野・歴史的分野

3年次⇒公民的分野

公民的分野における法教育につなげる歴史的分野の授業をつくることはできないか？

(2) 歴史的分野での法教育の取り組みの例

①古い時代の法を学習し、現在の法と比較する

鎌倉時代の御成敗式目を現在の法と比較する授業案

奥山研司「ケンカ両成敗って正しい？～封建時代の法について考える～」橋本康弘・野坂佳生編『“法”を教える』明治図書、2006年

②歴史的分野の素材を用いて、法的論争問題を考える

古代遺跡を保存すべきか、開発を優先すべきか、という2つの立場に分かれて遺跡保存問題を考える

藤瀬泰司「法的論争問題による歴史教育の改革」第21回社会系教科教育学会研究大会・課題研究発表資料

(3) 公民的分野につながる歴史的分野の授業を考えるべき

授業展開 (4時間)

単元：『欧米の近代化の歴史』

		○指導の重点 ●法教育に関する内容
1	イギリス市民革命	○「革命」という用語の理解 ⇒トランプの大富豪に例えて ●『権利の章典』を言い換えると？
2	アメリカ誕生	○アメリカは、「まっさら」な国 ⇒政府を倒す力を人々はもつ ●独立宣言は、「ロック」の思想が反映していること
3	フランス革命	○フランスとイギリスの違い ⇒「国王」をおかない共和制の国であること ●フランス人権宣言 「生まれながら」平等
4	イギリス産業革命	○産業革命の弊害 ⇒『オリバー・ツイスト』『ホームレス中学生』視聴 ●生活保護（セーフティーネット）制度の大切さ

ねらい

現在の近代憲法の基本的人権の実質的出発点にあるのは、欧米の近代化の過程における『権利の章典』『アメリカ独立宣言』『フランス人権宣言』といった各種の文章である。

自由権、平等権といった基本的人権がここで生まれてきたことを、歴史的分野のこの単元で学習させるべきであると考えた。

一方でこの時代は、社会権はいまだ確立していない。このことを、「イギリス産業革命」の授業を通じて学習させたいと考えた。

授業の課題

①中学校で学ぶべき、この時代のヨーロッパ史の内容の過多

歴史的分野の授業である以上、

「なぜ絶対王政の時代から、市民革命がおこったのか」

「アメリカ独立の歴史的過程はどのようなものか」

「フランスの“共和政治”ってなに？」

「“産業革命”ってどういうこと？」

といった内容を各授業で教える必要がある。生徒たちは、はじめてヨーロッパの歴史を中学校で学ぶ。授業時間の多くをこのような歴史の流れを理解することに費やしてしまう。

現在の小学校の歴史学習：日本の歴史に絞って学習

歴史的経過を通史的に学習する形式は取られず人物に焦点をあてる

②現在の問題と過去の歴史を比較する視点は有効

4 時間目の『オリバー・ツイスト』と『ホームレス中学生』のビデオを見ながらの比較は有効であった。やはり、歴史の授業であっても「今の社会」との関係性（「これって、今起きている〇〇の話と同じや！」）を意識させる授業構成が必要であろう。

(3) おわりに

特に現在の社会問題を考える上で、社会権を中心に据える授業は、重要性を増しつつある。

「なんぼ自由や、平等やって言ってもこの映画の世界はひどいやろ」

⇒「やっぱ生活保護って必要やな」

という、考えを生徒に持たせるには、歴史的経緯を踏まえた社会権の授業が構成されるべきである。

これからの法教育実践の積み重ねへの提案

1) 憲法の学習を改めて大切にしていけるべきでは？

民法の学習、消費者法の学習、裁判員制度の教材開発も重要

⇒でも細かな制度を教えることが目的ではないし、その根幹には『基本的人権』がある

2) 公的分野のみに注力するのではなく、社会科（学校教育）全体で法教育を考える

3) 法教育は、「高校」だけじゃない！